

労働者の健康障害防止にかかる化学物質のリスク評価方針（案）
（平成 29 年度）

職場における化学物質の取扱いによる健康障害の防止を図るためには、事業者が自らの責務として個々の事業場でのばく露状況等を把握してリスクを評価し、その結果に基づきばく露防止対策を講ずる等の自律的な化学物質管理を適切に実施することが基本である。しかし、中小企業等においては自律的な化学物質管理が必ずしも十分ではないことから、平成 18 年度から、国は、重篤な健康障害のおそれのある有害化学物質について、労働者のばく露状況等の関係情報に基づきリスク評価を行い、健康障害発生のリスクが高い作業等については、リスクの程度に応じて、特別規則による規制を行う等のリスク管理を講じてきている。

さらに、一昨年度顕在化した、オルトートルイジン等を経皮吸収することによる膀胱がん発生事案の教訓も踏まえ、化学物質の経皮吸収等についても反映したリスク評価を行っていく必要がある。

このため、平成 29 年度においては、以下の方針により、化学物質のリスク評価を実施する。

1 各検討会におけるリスク評価

（1）化学物質のリスク評価に係る企画検討会

① リスク評価に係る方針の策定

平成 29 年度のリスク評価にかかる方針の策定を行う。

② リスク評価対象物質の選定

物質選定の優先順位について整理し、明確化するとともに、過年度選定した物質について、測定手法開発の困難性、ばく露実態調査対象事業場数の不足、有害性情報の不足等がみられることから、選定に当たっての対応策を明記するため、

「リスク評価対象物質・案件の選定の考え方」を修正する。

③ スクリーニングとして行う中期発がん性試験の候補物質の選定

平成 30 年度に実施予定の中期発がん性試験（ラット肝中期発がん性試験）の候補物質を選定する。

④ リスクコミュニケーションの推進

リスク評価に関する関係者間の相互理解を促進するため、労働分野におけるリスクコミュニケーションの実施について検討する。

⑤ 通知対象物質の検討

労働安全衛生法施行令別表第 9 に追加する化学物質等の検討を行う。

(2) 化学物質のリスク評価検討会

平成29年度は、経皮吸収について、定量的な評価方法が定められるまでの間のリスクの判定方法を確立するため、検討し結論を得る。

化学物質のリスク評価の加速化を図るため、事業場におけるばく露実態調査を年間を通じて実施し、前半は、これまでと同様、経気道ばく露を踏まえたリスク評価、後半は経気道ばく露を踏まえたリスク評価のほか、経皮吸収も踏まえたリスク評価を実施する。

平成29年度には、初期評価と詳細評価の対象物質の中からリスク評価を行い、評価結果を「化学物質のリスク評価検討会報告書」としてとりまとめる。

2つの小検討会においては、以下の検討を行う。

① 有害性評価小検討会

有害性評価小検討会においては、国内外の疫学、毒性等にかかる情報をもとに、リスク評価を行う物質の有害性評価を行うとともに、評価値について検討を行う。

さらに、国によるがん原性試験（吸入試験）の結果について評価を実施する。

一方、有害性評価小検討会の下に設置した「発がん性評価ワーキンググループ」と「遺伝毒性評価ワーキンググループ」においては、発がん性に重点を置いた化学物質の有害性評価の加速化を図るため、（ア）既存の情報（知見）に基づく発がん性の評価及び遺伝毒性の評価を行うとともに、（イ）各種の発がん性スクリーニング試験（中期発がん性試験、遺伝子改変動物による発がん性試験、微生物を用いる変異原性試験（エームス試験）、Bhas42細胞を用いる形質転換試験）の対象物質の選定と試験結果の評価を行う。

② ばく露評価小検討会

ばく露評価小検討会においては、「労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン」に沿って、化学物質の経皮吸収等にも配慮しつつ、平成29年度までにばく露実態調査を終了したものの中から、評価を実施する。

また、経皮吸収のリスクの判定方法について、経皮吸収の勧告がなされている化学物質のばく露評価を通じて検討を進め、原案を作成し、リスク評価検討会（合同検討会）に上程する。

また、今後リスク評価を行う物質の測定分析法について検討を行う。

3) 化学物質の健康障害防止措置に係る検討会

化学物質の健康障害防止措置に係る検討会においては、リスク評価結果がとりまとめられた物質について、関係事業者、保護具メーカー等からもヒアリングを行うなどして、最新の技術開発動向や規制の導入にあたって考慮すべき事項を積極的に聴取し、円滑かつ適切な健康障害防止措置の導入を目指すための検討を行う。

平成29年度においては、化学物質のリスク評価検討会においてとりまとめられる「化学物質のリスク評価検討会報告書」を踏まえ、物質ごとに健康障害防止措置の検討を行うとともに、その結果について、「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会報告書」にとりまとめる。

また、有害性評価小検討会において行われる国のがん原性試験結果の評価を踏ま

え、必要に応じ、労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づく指針（がん原性指針）に関連する技術的検討を行う。

2 リスク評価に係るリスクコミュニケーションの推進

規制措置の導入に際して、パブリックコメントを通じて、国民の意見を積極的に募集するとともに、リスク評価の節目に意見交換会を実施し、意見交換を行うこととする。

また、パンフレットの作成やホームページへの掲載などを通じて、国民にわかりやすい情報提供に努める。

このほか、ばく露実態調査のために策定された測定・分析方法についても、積極的に情報提供し、事業者自らのリスク管理の導入を支援する。